

償却資産申告書の提出は

1月31日(金)までです

町内に事業用資産を所有している個人または法人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の申告が必要です。期限内の申告にご協力ください。特に、確定申告で事業の必要経費に減価償却費を計上される場合は、この申告漏れがないか、ご注意ください。

◆対象となるもの

その事業のために用いることのできる機械・器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品あたりの取得価額が原則10万円以上のもの

※自動車税・軽自動車税の対象になるものは、償却資産の対象になりません。

これまでに申告をされたことがない方でも、事業用の資産をお持ちであれば対象となりますので申告をしてください。

※申告書は税務課及び各支所総合窓口にあります。

申告対象となる償却資産(例)

【農業】

乾燥機、動力噴霧器、堆肥舎、定植機など

【漁業】

漁船、漁網、魚群探知器、無線機など

【小売店】

商品陳列ケースなど

【理容業・美容業】

理美容椅子・洗面設備・サインポールなど

【飲食店】

厨房設備、レジスター、冷蔵庫など

【再生可能エネルギー発電事業】

太陽光パネル、架台、附属装置など

◆提出期限 1月31日(金)

◆提出先 税務課、各支所総合窓口

室

◆問い合わせ先

税務課

☎0859-54-5208

飼い猫の不妊・去勢 奨励事業

公益社団法人鳥取県獣医師会では、春に引き続きこの事業を実施します。

希望者は、事業実施動物病院へ直接申し込んでください。

詳しくは、公益社団法人鳥取県獣医師会、または住民課にお問い合わせください。

◆助成金額

不妊手術 4,000円
去勢手術 2,000円

◆申込期限

令和2年2月15日(土)

◆問い合わせ先

公益社団法人鳥取県獣医師会

☎0857-53-4300

住民課

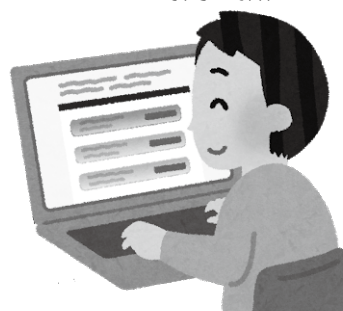
☎0859-54-5210



スマホやパソコンで申告を!

専用のIDとパスワードがあれば、マイナンバーカードやICカードリーダライタがなくてもスマホやパソコンからe-Tax申告が可能です。

専用のIDとパスワードは、本人確認を行い発行しますので、運転免許証など本人確認ができる書類を持って、早めに米子税務署で手続きをお願いします。(これは、マイナンバーカードが普及するまでの一時的な措置です。)



◆問い合わせ先 米子税務署

☎0859-32-4121